

周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務

(2) 業務の目的

周南市が行う粗大ごみ収集業務について、インターネットによる収集の申し込みや収集料金の支払いを可能とすること及び周南市家庭ごみ搬入受付センターについて、インターネットによる来場予約を可能とすることで住民サービスの利便性が向上されることを目的とする。

(3) 業務内容

「周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

本市が指定する場所

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号。以下「排除要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされていない者であること。
- (7) 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納がないこと。
- (8) 同種の営業を引き続き1年以上行っていること。
ただし、法人において、代表者が1年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き1年以上行っているものとみなすこととする。
- (9) 個人の場合は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒746-0019 山口県周南市臨海町5番地 リサイクルプラザ4階
周南市 環境生活部 リサイクル推進課 収集担当（担当 山根）
電話 （0834）61-0310
FAX （0834）62-0722
E-mail recycle@city.shunan.lg.jp
- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法
周南市ホームページ（URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>）からダウンロードするか、「3（1）担当部局」で交付する。
- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書
 - ア 質問方法
質問票（様式1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。
 - イ 受付期間
令和5年9月22日（金）から令和5年9月29日（金）17時までとする。（ただし、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）
 - ウ 提出先及び受信確認先
「3（1）担当部局」に示す場所とする。
 - エ 回答方法
令和5年10月4日（水）に周南市公式ホームページに掲載する。
- (4) 参加表明書の提出
 - ア 提出方法
郵送又は持参（郵送の場合は書留郵便とすること）
 - イ 提出期限

令和5年9月22日（金）から令和5年10月10日（火）12時必着とする。

ウ 提出場所

「3（1）担当部局」に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年10月12日（木）から令和5年10月26日（木）12時必着とする。（受付時間帯は、土、日、祝日を除く9時から17時までとする。ただし、提出期間の最終日は12時までとする。）

イ 提出場所

「3（1）担当部局」に同じ。

ウ 提出方法

直接持参または郵送による（郵送の場合は書留郵便とすること）。

エ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市粗大ごみ収集予約管理等システムの導入及びシステム運用保守業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、この評価会の評価結果に基づき、周南市は受託候補者を決定する。

(1) 評価（プレゼンテーション・ヒアリング評価）

日程 令和5年11月2日（木）（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。